

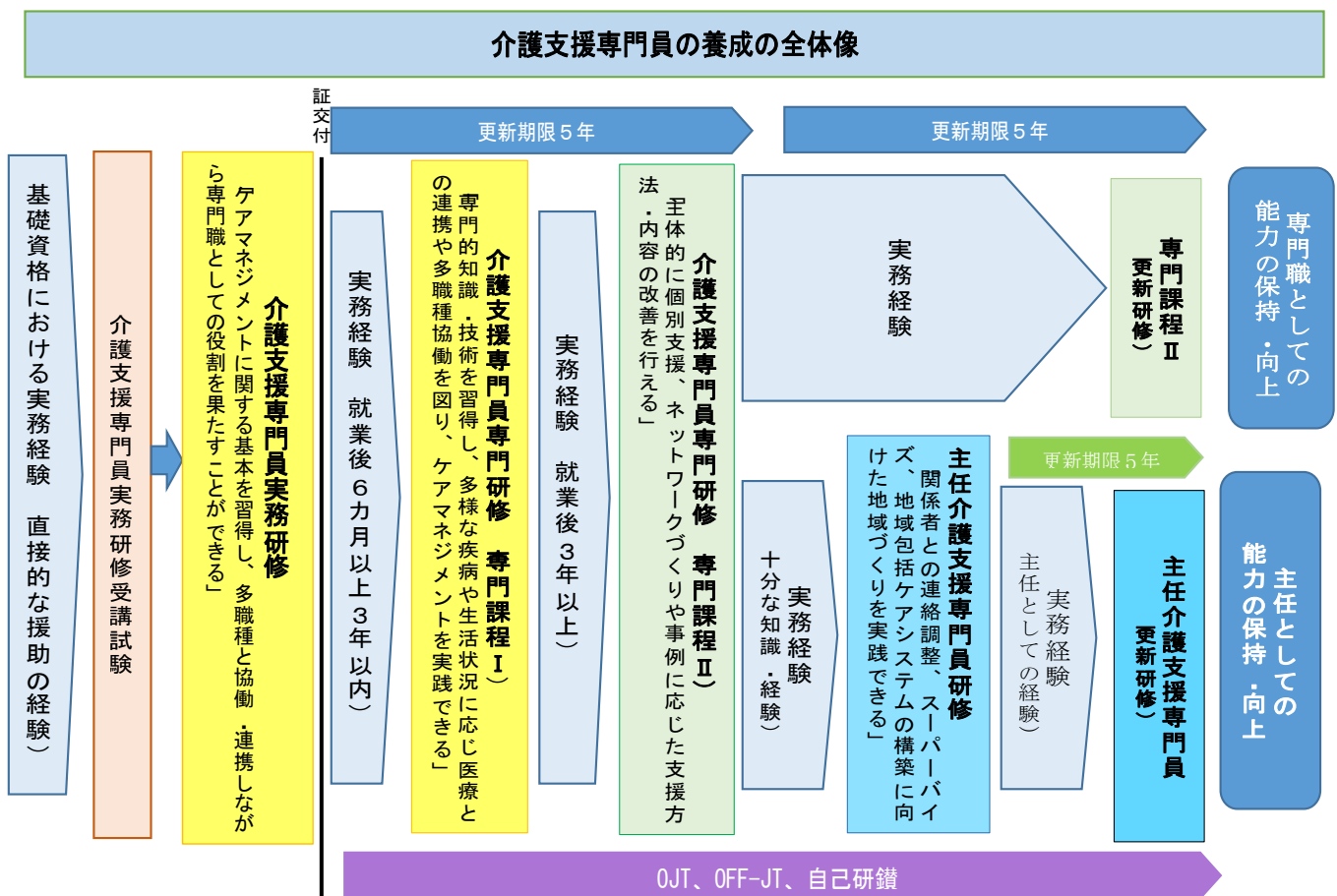
平成 28 年度以降の介護支援専門員研修体制

1) 介護保険法 第 69 条の 34 (介護支援専門員の義務)

- 1 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなくてはならない。
- 2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。
- 3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

※ 平成 26 年 6 月 18 日に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づく介護保険法一部改正により法第 69 条の 34 第 3 項の規定が新設された。

2) 平成 28 年度以降の研修制度



3) 香川県における研修体系等

	研修名	研修対象者	平成28年度以降
1	実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	88.5時間 +実習
	更新研修 (実務経験者)	・以前に実務経験があるが、現在、介護支援専門員の実務に従事していない者で、今後、実務につく予定の者 ・現在、介護支援専門員の実務に従事しているが、法定研修が未受講である者	54時間
	更新研修 (実務未経験者)	有効期間(5年)の間で、介護支援専門員の実務経験がないが、今後、実務に就く予定の者	81時間
	再研修	専門員証の有効期間が満了しているが、今後実務につく予定の者	81時間
3	専門研修課程 I	介護支援専門員の業務に従事している者 ↳ (介護支援専門員証の有効期間内) 専門研修課程 I : 就業後6カ月以上の者 専門研修課程 II : 専門研修課程 I を修了し、就業後3年以上の者	56時間
4	専門研修課程 II	専門研修課程 I、II (スキルアップ研修: 上記就業年数要件) (更新に係る研修: 有効期間満了1年以内)	32時間
5	主任介護支援専門員研修	利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できている介護支援専門員 (要件の詳細は省略)	70時間
6	主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する主任介護支援専門員 (要件の詳細は省略)	48時間

4) 主任介護支援専門員に関すること

(1) 主任介護支援専門員の更新について

☆平成28年度から主任介護支援専門員の更新制度(5年)が導入されています。

★平成28年度の主任介護支援専門員研修から修了証明書に有効期間が明記されます。

☆平成27年度までの主任介護支援専門員の有効期間と更新研修受講年度

主任介護支援専門員研修 修了年度	有効期間満了日	更新研修受講年度
平成18年度～平成23年度 (平成24年3月末までの修了証明書)	平成31年3月31日	平成28, 29, 30年度
平成24年度～平成25年度 (平成26年3月末までの修了証明書)	平成32年3月31日	平成30, 31年度
平成26年度 (平成27年2月9日の修了証明書)	平成32年2月8日	平成30, 31年度
平成27年度 (平成28年2月10日の修了証明書)	平成33年2月9日	平成31, 32年度

(2) 主任介護支援専門員の研修と有効期間について

- ・主任介護支援専門員の資格を更新するために、主任介護支援専門員更新研修を修了しておく必要があります。(更新研修は、有効期間満了のおおむね2年前から受講することができます。)
- ・主任介護支援専門員の資格を消失した場合であって、主任介護支援専門員の資格が必要な場合は、再度、主任介護支援専門員研修を受講する必要があります。
- ・主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、介護支援専門員更新研修(専門研修課程Ⅱ)を修了したものとみなします。
- ・主任介護支援専門員更新研修修了により、主任介護支援専門員の資格の有効期間は5年間延長され、同時に介護支援専門員証の有効期間の更新手続き(申請)をすることにより、員証も同期間で延長されます。

☆員証の更新については、主任介護支援専門員更新研修修了書が介護支援専門員専門研修課程Ⅱ修了書と同様の取り扱いとなり、現在の員証の有効期間を5年間延長される方向です。

(国から正式通知があれば、周知します。)

この取り扱いになれば、主任介護支援専門員は、2つの有効期間(主任介護支援専門員及び介護支援専門員証)を自己及び事業所等と協力して管理することが必要となります。

- ・主任介護支援専門員は、更新研修受講に必要な要件をご確認の上準備をお願いします。
(介護保険最新情報 Vol. 419 介護支援専門員資質向上事業実施要綱 別添6 参照)
県の要項等については、随時、「介護支援専門員支援情報」等で周知いたします。

(3) 介護支援専門員実務研修実習に関する協力依頼について

- ・平成27年度の報酬改定により、特定事業所加算の見直しが実施され、「法定研修等における実習受け入れ事業所となるなど人材育成への協力体制の整備」が必須要件となり、平成28年度の実務研修から見学実習が開始されました。実習では、受講生を同行して業務を見学させるなど主任介護支援専門員を中心に管理者や事業所の協力体制が必要であり、現在、96の事業所が実習受入協力事業所として決定しています。
- ・平成28年度は、71事業所の居宅支援事業所に119名の受講生が見学実習を終了し、その効果を実感しています。現在、実習の協力事業所を対象に実施状況調査を実施中であり、その結果は、主任介護支援専門員フォローアップ研修等で情報提供するとともに、平成29年度の指導者研修等に活用する予定です。
- ・介護支援専門員実務研修のケアプラン作成実習については、居宅支援事業所の皆様の御協力をいただき実施させていただきました。ただ、提出された居宅介護サービス計画書等を見ると皆様方が作成した計画書をコピーしたような計画書等の提出もありました。利用者の方の紹介後の情報収集やアセスメント、居宅介護サービス計画書作成については、受講者本人の力で作成するよう御配慮をお願いします。

(4) その他

主任介護支援専門員更新研修の受講要件として、指導事例の提出が必須となります。介護支援専門員に対する助言等を実施した場合は、指導や助言内容等について記録を必ず残してください。後日、記録に関する参考様式(案)を「介護支援専門員支援情報」に掲載する予定ですので、確認の上ご活用ください。

介護支援専門員研修体系(平成28年度以降)

